



電気自動車普及協議会

Association for the Promotion of Electric Vehicles

2013年1月15日
電気自動車普及協議会
会長 福武 総一郎
代表幹事 田嶋 伸博

<報道機関各位>

EV 超小型モビリティ デザインコンテストの概要

昨今、超小型モビリティに関する行政の動きが注目され、民間でも種々の試みがなされています。当協議会といたしましても、活動を活性化して社会に対して訴求すると共に、モノ作りの楽しさとワクワク感を次世代を担う学生に体験していただきたいという趣旨から本コンテストを企画いたしました。

以下、概要をお知らせいたします。

- **名称:**「EV 超小型モビリティ デザインコンテスト」
- **内容:**超小型モビリティの3次元デザイン(*注1)案を募集、審査、発表する。
(*注1)国交省の定める超小型モビリティ規格に適合した電気自動車(EV)の上屋(うわや)のデザイン
 - 2014年以降も当コンテストを継続開催し、デザイン→設計→実車製作までを視野に入れる。
 - 単なる車のデザインだけではなく、社会・街・地域の人々・文化等との関わりも含めたデザインを募集する。
- **組織:**主催 電気自動車普及協議会
後援 東京大学大学院情報学環、ダッソー・システムズ
 - ① 全体統括の事務局を電気自動車普及協議会に置く。
 - ② 東京大学大学院情報学環:山内祐平研究室は、SNS/CADを使った教育システムの開発と効用の研究、効果検証を行う。
 - ③ ダッソー・システムズは、3次元デザインソフト及びSNSプラットフォームを提供する。
※コンテストのためのソフト・ハードなどをご提供いただける後援・協賛企業を引き続き募集中です。
- **募集対象:**日本及び海外の学校の学生(18歳以上)2人以上のチームを募集する。
参加予定校・・・東京大学、首都大学東京、大阪府立大学、慶應義塾大学、立命館大学、スタンフォード大学(米)、ハワイ大学(米)、アーヘン工科大学(独)、ケンブリッジ大学(英)、オークランド大学(NZ)、上海同済大学(中)など、引き続き募集中です。
- **審査方法:**
 - 1)1次審査:実際の使用シーンを含めた車両コンセプト+アイディアスケッチ(手書き可)
 - 2)2次審査:1次審査に合格した物を3次元デザインする。

使用ツール:

- 1) 2次審査に進むデザインは、3次元デザインソフトを使用します。現在、後援企業ダッソー・システムズの“ナチュラルスケッチ”(*注2)及びCATIA V6を使用予定です。
(*注2) 3次元のスケッチを作成するソフトで、ダッソー・システムズよりコンテスト期間中、各チームに無償で貸与されます。
また、3次元デザインに必要なハードは、協賛企業各社から無償で貸与される予定です。
- 2) 応募者はダッソー・システムズのSNSである“3D SwYm”を使用して主催者、応募者相互及びオブザーバーとの情報交換を行う予定です。
※ソフト・ハードなどをご提供いただける企業を引き続き募集中です。

- **審査委員:** 安藤 忠雄様(建築家・東京大学名誉教授)
奥山 清行(Ken Okuyama)様(工業デザイナー)
河口 洋一郎様(東京大学大学院 情報学環・学際情報学府教授)
藤本 彰様(元カースタイリング編集長)
田嶋 伸博(電気自動車普及協議会 代表幹事)
ほか、現在ご依頼中のかたが数名いらっしゃいます。
※上記の方々の中から、後日 審査委員長を決定予定です。

- **協賛:**
協賛予定: 株式会社ストラタシス・ジャパン、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社ワコム、デル株式会社、日本ヒューレット・パッカード株式会社、レノボ・ジャパン、株式会社アスプロス
※引き続き、募集中です。

- **日程:**

1) 公式発表	2013年1月15日(火)
2) 参加チーム募集締め切り&1次募集開始	2013年2月15日(金)
3) 1次募集締め切り	2013年3月29日(金)
4) 1次審査&2次募集開始	2013年4月15日(月)
5) 2次募集締め切り	2013年6月28日(金)
6) 2次審査	2013年7月31日(水)
7) 表彰式	2013年9月9日(月)

※日程は変更の可能性があります。

- **賞品:** 優秀作品となったチームに対して、「電気自動車(EV)に関する特別な体験」を提供します。
著名なデザイナーとの交流機会、ハワイなど海外の環境エネルギー関連展示会への招待・発表機会、海外EV企業・団体訪問及び交流など。

- **参加学生に考えられるメリット**
 - 1) 学生のコンセプトやデザイン提案力の養成
 - 2) 学生のキャリア形成と社会に対するアピール
 - 3) 学生のデジタルツールの活用スキル養成
 - 4) 学生のデザインが商品化される可能性がある

■ 超小型モビリティとは？

- 1) 日本の国交省が昨年 6 月に発行した「超小型モビリティ導入に向けたガイドライン」
<<http://www.mlit.go.jp/common/000212867.pdf>>では超小型モビリティを、次のように定義しています。
「自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両」
更に「導入・普及により、CO2の削減のみならず、観光・地域振興、都市や地域の新たな交通手段、高齢者や子育て世代の移動支援等の多くの副次的便益が期待される」とされています。
- 2) 日本の国交省が昨年 11 月 22 日に報道発表した「超小型モビリティの認定制度の策定に係る意見募集について」の関連資料1「超小型モビリティの認定制度について」
<<http://www.mlit.go.jp/common/000230555.pdf>>では、
 - (1) 対象とする超小型モビリティは以下の要件を全て満たすものを認定制度の対象とする。
 - ① 長さ、幅及び高さがそれぞれ軽自動車の規格内のもの
 - ② 乗車定員2人以下のもの又は運転者席及び2個の年少者用補助乗車装置を装備しているもの
 - ③ 定格出力8キロワット以下のもの
 - ④ 高速道路等を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑が図られている場所において運行するもの
 - (2) 超小型モビリティの基準緩和項目
【基準緩和の概要】
 - ① 高速道路等を走行せず、地方公共団体等によって交通の安全等が図られている場所において運行することを条件に、一部基準の適用除外が可能
 - ② 二輪自動車の特性を持つ車幅 1300mm 以下のものについては、灯火器等について二輪自動車の基準を適用可能
 - ③ 最高速度が 30km/h 以下に指定されている道路での運行に限られるものについては、衝突安全性に関する基準の適用除外が可能
【その他、安全性向上のための要件等】
 - ① 電気自動車等については、歩行者等に当該車両の接近を知らせる車両接近通報装置の装備義務付け
 - ② 車両の前後面にそれぞれ基準緩和マークの表示義務付け
 - ③ 運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備の推奨となっています。

以上概要

●お問い合わせ先：

電気自動車普及協議会 (Association for the Promotion of Electric Vehicles: APEV)

事務局 次長 田中 郁子

〒160-0023 新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル8F

電話:03-5325-3365 FAX:03-5325-3366 E-mail:info@apev.jp Website:www.apev.jp

以上